

認可地縁団体（法人化）のメリット

① 町内会名義で不動産登記ができる。

町内会所有の不動産（土地・建物）については、これまでその登記は個人名、若しくは共有名義でしか登記できませんでした。このためその財産上の種々のトラブルの原因（代表者や共有名義人の転居、死亡などで構成員でなくなった場合に、名義変更の煩雑さ・相続等の問題が生じる）となり、このトラブルを解決するため、1991年（平成3年）に地方自治法が改正され、町内会（地縁による団体）名義で不動産登記ができるようになりました。

② 規約に定める範囲内で権利能力を持つことができる。

法人格を取得するということは、法律行為ができるようになることを意味します。すなわち、財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、全てにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

従来、自治会や町内会は、いわゆる権利能力なき社団として扱われ、それ自体では権利及び義務の主体となりえませんでした。自治会館の建て替えや修繕などの必要が生じた場合の契約行為や、自治会で新たな財産（田などの土地や車）を取得する場合において、代表者の個人名義若しくは共有者の名義で行わなければならないため、契約行為が曖昧であるばかりか、当該名義人の死亡による相続問題や、債務不履行による債権者の不動産差し押さえ等の問題が生じていました。この問題を解決するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、地方自治法第260条の2において一定の手続きにより市町村に申請し町内会・自治会が法人格を取得すること（地縁団体設立）により、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

③ 自治会運営に透明性がでる。

権利義務が主体になるということは、ルールに則って会運営をしなければならないことを意味し、会運営に透明性が出ることを意味します。

■『地縁団体設立』のメリット

- ・不動産登記ができる。
- ・賃貸借や預金の契約の主体となれる。
- ・意思決定や行動が法的なルールに基づいて行われる。
- ・寄附や公的援助が受けやすくなる。
- ・社会的信用が高まる。

■『地縁団体設立』のデメリット

- ・設立に手続が必要。
- ・規約や告示事項に変更がある場合、申請や届出が必要。
- ・ルールに基づいた運営をしなければならない。（メリットの側面でもある。）
- ・会計報告を行わなければならない。（メリットの側面もある。）
- ・一定の営利活動もできるが、その場合は、法人税や法人事業税の対象となる。